

平成24年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

平成25年9月

奈良県監査委員

監 第 43 号
平成 25 年 9 月 4 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

奈良県監査委員 廣 野 隆 信

同 南 田 昭 典

同 神 田 加 津 代

同 大 国 正 博

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年7月26日付け財第93号をもって審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成24年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の方法

この健全化判断比率審査は、

- 1 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は次のとおりである。

- ① 実質赤字比率は、実質収支が黒字であり、算定されない。
- ② 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であり、算定されない。
- ③ 実質公債費比率は、11.6%となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に定める数値（以下「早期健全化基準」という。）の25%を下回っている。
- ④ 将来負担比率は、196.7%となっており、早期健全化基準の400%を下回っている。

比率名	平成24年度	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
実質公債費比率	11.6%	11.6%	11.5%	25%
将来負担比率	196.7%	208.3%	215.8%	400%

平成24年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成24年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の方法

この資金不足比率審査は、

- 1 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- 奈良県水道用水供給事業費特別会計、奈良県病院事業費特別会計、奈良県流域下水道事業費特別会計及び奈良県中央卸売市場事業費特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	会 計 名	平成24年度	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	奈良県水道用水供給事業費特別会計	—	—	—	20%
	奈良県病院事業費特別会計	—	—	—	
	奈良県流域下水道事業費特別会計	—	—	—	
	奈良県中央卸売市場事業費特別会計	—	—	—	

付 表

1	実質赤字比率	・・・	3
2	連結実質赤字比率	・・・	4
3	実質公債費比率	・・・	5
4	将来負担比率	・・・	6
5	資金不足比率	・・・	7

[参考]

・	健全化判断比率等の対象範囲	・・・	8
・	早期健全化基準等について	・・・	9

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】	
実質赤字比率	$= \frac{\text{一般会計等に係る実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$ $= \frac{\Delta 681,434}{310,091,002} = \text{実質赤字額が発生していないため、算定されない}$

◎ 一般会計等に係る実質収支額 (A)

[単位：千円]

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計 (3)~(5)-(6)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)-(5)+(6)
				繰越明許費 繰越額 (3)	事故繰越額 (4)	事業繰越額 (5)	左記に係る未収 入特定財源 (6)	
一般会計	468,173,292	464,515,121	3,155,026	40,951,977	1,076,018	0	38,872,969	503,145
一般会計等に 属する特別会計	公立大学法人奈良県立医科大学関係 経費特別会計	6,852,598	6,852,598	0	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	204,241	128,785	75,456	0	0	75,456	0
	農業改良資金貸付金特別会計	119,396	75,891	43,505	0	0	43,505	0
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1,840,210	248,435	1,591,775	0	0	1,591,775	0
	証紙収入特別会計	4,736,530	4,558,241	0	0	0	0	178,289
	林業改善資金貸付金特別会計	208,452	14,098	194,354	0	0	194,354	0
	公債管理特別会計	118,499,639	118,499,639	0	0	0	0	0
育成奨学金貸付金特別会計	947,827	196,554	751,273	0	0	751,273	0	
合計	601,582,185	595,089,362	5,811,389	40,951,977	1,076,018	2,656,363	38,872,969	681,434

◎ 標準財政規模 (B)

[単位：千円]

金額	310,091,002
----	-------------

※ 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。
 なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C) + (D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

$$= \frac{\Delta 19,184,686}{310,091,002} = \text{連結実質赤字額が発生していないため、算定されない}$$

◎ 一般会計等に係る実質収支額 (A)

[単位：千円]

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計 (3)~(5)-(6)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)-(5)+(6)
				繰越明許費 繰越額 (3)	事故繰越額 (4)	事業繰越額 (5)	左記に係る未収 入特定財源 (6)	
一般会計	468,173,292	464,515,121	3,155,026	40,951,977	1,076,018	0	38,872,969	503,145
一般会計等に属する特別会計	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計	6,852,598	6,852,598	0	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	204,241	128,785	75,456	0	0	75,456	0
	農業改良資金貸付金特別会計	119,396	75,891	43,505	0	0	43,505	0
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1,840,210	248,435	1,591,775	0	0	1,591,775	0
	証紙収入特別会計	4,736,530	4,558,241	0	0	0	0	178,289
	林業改善資金貸付金特別会計	208,452	14,098	194,354	0	0	194,354	0
	公債管理特別会計	118,499,639	118,499,639	0	0	0	0	0
	育成奨学金貸付金特別会計	947,827	196,554	751,273	0	0	751,273	0
合計	601,582,185	595,089,362	5,811,389	40,951,977	1,076,018	2,656,363	38,872,969	681,434

◎ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

[単位：千円]

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計 (3)~(5)-(6)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)-(5)+(6)
				繰越明許費 繰越額 (3)	事故繰越額 (4)	事業繰越額 (5)	左記に係る未収 入特定財源 (6)	
県営競輪事業費特別会計	11,532,180	11,626,014	0	0	0	0	0	△ 93,834
観光自動車駐車場費特別会計	296,368	248,294	0	0	0	0	0	48,074
合計	11,828,548	11,874,308	0	0	0	0	0	△ 45,760

(△は赤字を示す)

◎ 公営企業会計（法適用企業）に係る資金収支額 (C)

[単位：千円]

会計名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	流動負債 控除額 (3)	資金収支額 (1)-(2)+(3)
水道用水供給事業費特別会計	17,701,123	1,380,137	0	16,320,986
病院事業費特別会計	4,256,670	3,311,748	0	944,922
合計	21,957,793	4,691,885	0	17,265,908

◎ 公営企業会計（法非適用企業）に係る資金収支額 (D)

[単位：千円]

会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	計 (3)~(5)-(6)	翌年度に繰り越すべき財源				資金収支額 (1)-(2)-(3)- (4)-(5)+(6)
				繰越明許費 繰越額 (3)	事故繰越額 (4)	事業繰越額 (5)	左記に係る未収 入特定財源 (6)	
流域下水道事業費特別会計	11,435,661	9,894,041	266,114	3,017,474	0	0	2,751,360	1,275,506
中央卸売市場事業費特別会計	615,056	607,458	0	0	0	0	0	7,598
合計	12,050,717	10,501,499	266,114	3,017,474	0	0	2,751,360	1,283,104

◎ 標準財政規模 (E)

[単位：千円]

金額	310,091,002
----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模※に対する比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

【計算式】			
実質公債費比率	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$	

3ヶ年平均	(平成22年度 11.05708	+ 平成23年度 11.62980
			+ 平成24年度 12.19475) ÷ 3
	=	11.6	
		$\frac{29,344,306}{265,389,385}$	$\frac{30,475,296}{262,044,858}$
			$\frac{32,205,915}{264,096,662}$

[単位：千円]

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）(A)	75,650,933	73,950,375	72,173,162
準元利償還金(B)	3,688,314	2,870,833	2,406,701
満期一括償還地方債の元金償還相当額	2,084,256	1,165,350	548,683
公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	826,550	753,917	758,842
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	777,508	951,566	1,099,176
一時借入金の利子	0	0	0
特定財源（公営住宅等使用料等）(C)	1,138,992	1,065,931	980,376
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	45,994,340	45,279,981	44,255,181
標準財政規模(E)	310,091,002	307,324,839	309,644,566

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

【計算式】	
将来負担比率	$= \frac{\text{将来負担額(A) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)(B)}}{\text{標準財政規模(C) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D))}}$

将来負担比率	$= \frac{519,531,402}{264,096,662} = 196.7\%$

◎ 将来負担額 (A)

[単位：千円]

区 分	会計名等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,056,835,993
	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計	33,022,455
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	503,345
	農業改良資金貸付金特別会計	123,820
	中小企業振興資金貸付金特別会計	2,931,669
	計	1,093,417,282
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	5,708,839
公営企業債等繰入見込額	水道用水供給事業費特別会計	0
	病院事業費特別会計	5,715,192
	流域下水道事業費特別会計	740,594
	中央卸売市場事業費特別会計	54,193
	計	6,509,979
組合負担等見込額	南和広域医療組合	0
退職手当負担見込額	一般会計	150,189,499
設立法人の負債等額負担見込額	道路公社	0
	土地開発公社	0
	公立大学法人奈良県立医科大学	840,821
	第三セクター等((財)奈良県林業基金・(財)奈良県農業振興公社・(財)奈良県中小企業支援センター)	5,823,055
	計	6,663,876
合 計		1,262,489,475

◎ 充当可能財源等 (B)

[単位：千円]

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	111,080,632
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	13,781,061
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	618,096,380
合 計	742,958,073

◎ 標準財政規模 (C)

[単位：千円]

金 額
310,091,002

◎ 元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

[単位：千円]

金 額
45,994,340

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

公営企業ごとの資金不足比率

○ 水道用水供給事業	$\frac{\Delta 16,320,986}{10,679,819}$	=	資金不足額が発生していないため、算定されない
○ 病院事業	$\frac{\Delta 944,922}{19,200,288}$	=	資金不足額が発生していないため、算定されない
○ 流域下水道事業	$\frac{\Delta 1,275,506}{6,895,827}$	=	資金不足額が発生していないため、算定されない
○ 中央卸売市場事業	$\frac{\Delta 7,598}{586,437}$	=	資金不足額が発生していないため、算定されない

◎ 資金の不足額 (A)

[単位：千円]

法適用企業会計名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	算入地方債※ (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金収支額 (1)-(2)-(3)+(4)
水道用水供給事業費特別会計	17,701,123	1,380,137	0	0	16,320,986
病院事業費特別会計	4,256,670	3,311,748	0	0	944,922

※ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高をいう。

[単位：千円]

法非適用企業会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源					資金収支額 (1)-(2)-(3)- (4)-(5)+(6)
			計 (3)~(5)-(6)	繰越明許費 繰越額 (3)	事故繰越額 (4)	事業繰越額 (5)	左記に係る未収 入特定財源 (6)	
流域下水道事業費特別会計	11,435,661	9,894,041	266,114	3,017,474	0	0	2,751,360	1,275,506
中央卸売市場事業費特別会計	615,056	607,458	0	0	0	0	0	7,598

◎ 事業の規模 (B)

[単位：千円]

会計名	営業収益等 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
水道用水供給事業費特別会計	10,679,819	0	10,679,819
病院事業費特別会計	19,200,288	0	19,200,288
流域下水道事業費特別会計	6,895,827	0	6,895,827
中央卸売市場事業費特別会計	586,437	0	586,437

奈良県の健全化判断比率等対象範囲（H24年度決算）

地方 公 共 団 体	一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般会計 ○ 特別会計(公営事業会計を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計 ・ 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ・ 農業改良資金貸付金特別会計 ・ 中小企業振興資金貸付金特別会計 ・ 証紙収入特別会計 ・ 林業改善資金貸付金特別会計 ・ 公債管理特別会計 ・ 育成奨学金貸付金特別会計 	
	公営事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政法上の公営企業以外の事業かつ地方公営企業法の非適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪事業費特別会計 ・ 観光自動車駐車場費特別会計 	
	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政法上の公営企業かつ地方公営企業法の非適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業費特別会計 ・ 中央卸売市場事業費特別会計 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公営企業法の一部適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業費特別会計 ○ 地方公営企業法の当然適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道用水供給事業費特別会計 	
一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部事務組合・広域連合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 南和広域医療組合 		
地方公社・第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方独立行政法人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人奈良県立医科大学 ○ 地方道路公社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県道路公社 ○ 土地開発公社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県土地開発公社 ○ 第三セクター(債務を負担している場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)奈良県農業振興公社 ・ (財)奈良県林業基金 ・ (財)奈良県中小企業支援センター 		

早期健全化基準等について

(「地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び同法施行令」による)

■ 早期健全化基準等（都道府県）

	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率	8.75%	15%
③ 実質公債費比率	25%	35%
④ 将来負担比率	400%	—

	経営健全化基準
○ 資金不足比率	20%

◎ 早期健全化基準とは

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならず、さらに毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければなりません。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができます。

◎ 財政再生基準とは

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。

地方公共団体は、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。なお「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として地方債の起債ができません。また計画に適合しない財政運営であると認められる場合等において、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告することができます。

◎ 経営健全化基準とは

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならず、さらに毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければなりません。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができます。